

○国立大学法人筑波技術大学学位規程

平成22年1月29日
規程第2号

最終改正 平成26年2月26日 規程第7号

国立大学法人筑波技術大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第36条及び第68条の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学則第36条及び学則第68条に規定する学士及び修士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、学則第35条の規定により本学学部を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、学則第67条の規定により本学大学院修士課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の審査)

第5条 前条の学位の授与に係る学位論文審査に関する事項は、別に定める。

(学位記の様式)

第6条 学位記の様式は、別記様式1及び別記様式2とする。

(専攻分野の名称)

第7条 学士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 部	学科・専攻等	学位（専攻分野の名称）
産業技術学部	産業情報学科	学士（工学）
	総合デザイン学科	学士（デザイン学）
保健科学部	保健学科	
	鍼灸学専攻	学士（鍼灸学）
	理学療法学専攻	学士（理学療法学）
	情報システム学科	学士（工学）

2 修士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	学位（専攻分野の名称）
技術科学研究科	産業技術学専攻	修士（工学）
		修士（デザイン学）
	保健科学専攻	修士（鍼灸学）
		修士（理学療法学）
情報アクセシビリティ専攻	修士（工学）	
	情報アクセシビリティ専攻	修士（情報保障学）

(学位名称の使用)

第8条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるとき「筑波技術大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第9条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学部にあつては当該教授会、大学院にあつては大学院運営委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を還付させることがある。

2 当該教授会又は大学院運営委員会が前項の議決を行うに当たっては、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学部及び大学院において別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式1（第6条関係）

		〇〇第〇〇号
学 位 記		
		氏 名
		年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科（〇〇専攻）所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（専攻分野の名称）の学位を授与する		
平成 年 月 日		
国立大学法人 筑波技術大学長		学長の印

様式は、A4判とする。

別記様式2（第6条関係）

修 第 号	年 月 日	を授与する	を修了したので修士（専攻分野の名称）の学位	本学大学院修士課程技術科学研究科〇〇専攻	氏 名	学 位 記
		国立大学法人 筑波技術大学長			年 月 日生	

様式は、A3判とする。